令和2年度 学校の部活動に係る活動方針

学校名 岩手県立不来方高等学校 校長名 熊 谷 和 浩

1 活動の方針

- 1. 部活動は生徒の自主的、自発的な活動を推進するものであり加入は任意である。
- 2. 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 3. 顧問は、生徒とコミュニケーションを十分に図りながら、目標を達成できるよう適切な指導を 行う。

2 休養日・活動時間について

- 1. 平日に週1日以上の休養日を設け、年平均で週当たり2日以上の設定に努めること。
- 2. 月に最低1度は土日に休養日を設けるよう努めること。(シーズンオフや大会終了後の土日は、 さらに休養日を増やす。休養日の目安を月平均8~9日以上)
- 3. お盆期間と年末年始は学校閉庁日となるので、部活動は禁止とする。
 - ※大会を控えている場合及び特別の事情が認められる場合は、「特別活動願」を提出し許可を得ること。
- 4. 平日の活動時間は2時間程度とし、放課後から18:45までの間とする。
- 5. 休日の活動時間は3時間程度とし、生徒が学習時間等、自分を高める時間をもてるよう留意すること。(活動時間の目安:週16時間、月75時間以内)

3 活動のきまり

- 1. 休日の体育館等の解錠・施錠については、活動する部、使用する部の顧問間で打合せをする。
- 2. 活動計画書の提出について
 - (1) 年度始めに年間計画書を校長に提出する。 (大会、考査、休養日等を記入)
 - (2) 月間計画書は前月末までに校長に提出し、生徒・保護者に配付する。
- 3. 部室の鍵管理について
 - (1)活動前に顧問から鍵を借りて使用する。活動後は施錠を確認の上顧問に返却する。
 - (2) 盗難防止のため、活動中でも必ず施錠する。
 - (3) 都合上顧問に返却できない場合は体育教官室に預け、翌日顧問に手渡す。
 - (4) 部室は部活動時間のみ使用する。
 - (5) 施錠しない場合は指導の上、使用禁止措置をとる。
- 4. 部室使用の心得
 - (1) 部活動のための更衣室及び用具の保管場所として使用する。
 - (2) 火気厳禁とする。
 - (3) 定期的に掃除することとし、私物の置き場所としないこと。
- 5. 特別活動について(考査前、部活動禁止期間中における活動) 原則として期末考査 1 週間前から部活動禁止期間となるが、考査最終日から 2 週間以内に大会 がある部及び特別の事情が認められる場合については、顧問の申し出により特別活動を許可さ れる。(特別活動願を提出のこと)

4 その他

- 1. 活動時には熱中症対策を必ず講じ、生徒の健康管理に努める。
- 2. 運動部においては、スポーツ医・科学の見地から科学的トレーニングを積極的に導入し、効果 が得られるように短時間で効果が得られる指導を工夫する。
- 3. 県外遠征・合宿規定等は別に定める。